令和5年分以降の給与支払報告書作成の注意事項（記載例）

6 給与支払報告書 個人別明細表（市町村提出用）

※ 種別	※ 整理番号	※

支払を受ける者 住所又は居所 Ⅰ 恩納村字恩納〇-〇－〇

氏名 （受給者番号） （個人番号） Ⅱ 1 2 3 4 5 6 0 8 9 0 1 2 （役職名）

（フリガナ）オキナワ　タロウ 沖縄　太郎 Ⅲ

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
Ⅳ 給与・賞与	内 5,000,000 円	3,560,000 円	2,100,000 円	内 0 円

（源泉）控除対象配偶者の有無等		配偶者（特別）控除の額	控除扶養親族の数（配偶者を除く）						16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く）			非居住者である親族の数
			特定		老人					特別		その他	
有	従有	老人		従人	内	人	従人	人	従人	人		人	人	人
〇					1			1		1				
		380,000 円	人											

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除額
内 280,000 円	100,000 円	円	74,500 円

（摘要）
Ⅵ （前職）　（株）恩納商事
支払金額　2,300,000円　源泉徴収税額　100,000円（父）一郎　恩納村字恩納〇〇番地（昭和10年〇月〇日）
社会保険料　98,600円

普通徴収の切替理由を記入↓ d

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	円	100,000 円	円	円	120,000 円

住宅借入金等特別控除の取の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日（1回目）	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住宅借入金等年末残高（1回目）
	1	H30 年 10 月 1 日		円
	住宅借入金等特別控除可能数	居住開始年月日（2回目）	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	住宅借入金等年末残高（2回目）
	154000 円	年 月 日		円

（源泉・特別）控除対象配偶者 （フリガナ）オキナワ　ハナコ 氏名 沖縄　花子 Ⅱ 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1

配偶者の合計所得 390,000 円

国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
円	円
基礎控除の額	所得金額調整控除額
円	円

控除対象扶養親族

	氏名	個人番号
1	（フリガナ）オキナワ　ハナタロウ 沖縄　花太郎	2 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
2	（フリガナ）オキナワ　イチロウ 沖縄　一郎	3 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
3		
4		

16歳未満の扶養親族

	氏名	個人番号
1	（フリガナ）オキナワ　サチコ 沖縄　幸子 Ⅱ	4 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
2		
3		
4		

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号

6人目以降の16歳未満の控除対象扶養親族の個人番号

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生

中途就・退職	受給者生年月日 Ⅴ								
就職 退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
○ ○	5	9	1	○	○	●	○	40	3	30

支払者 個人番号又は法人番号 <右詰で記載してください。>
住所（居所）又は所在地 沖縄県国頭郡恩納村字恩納〇-◇-△
氏名又は名称 （株）ふるさとゆいまーる （電話）〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

国税庁（税務署）の「令和5年　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」、記載説明等の資料に従い記載をお願いいたします。

Ⅰ　住　　所：令和6年1月1日現在の居住地を記入します。
Ⅱ　個人番号：受給者や扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記入します。
Ⅲ　氏　　名：氏名欄には必ずフリガナを記入します。
Ⅳ　種　　別：給与・賞与のほか、「専従者給与」・「役員報酬」などの種別を記載します。
Ⅴ　生年月日：受給者の生年月日を記入します。
Ⅵ　摘　　要：〇中途就職者で前職分の給与を通算して、年末調整を行った場合は、
　　前職場名・給与支払額・社会保険料・源泉徴収税額を記入します。
　　〇扶養親族が別居の場合は、住所・生年月日を記入します。
　　〇普通徴収へ切り替える場合は、下記の通り記入します。

個人住民税普通徴収への切替理由の記入について

個人住民税（市町村民税・県民税）を給与から特別徴収できない方（下記事項のいずれかに該当する方）については、給与支払報告書摘要欄に該当記号（a～f）をご記入ください。

下記事項に該当する方以外の方は、法の規定により特別徴収となります。

a. 常時二人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所
b. 給与の支給期間が1月を超える者（給与の支払いが不定期の者を含む）
c. 退職者又は休職者（5月31日までに予定している者を含む）
d. 給与額が少なく税額が引けない者
e. 他の事業所で特別徴収される者（乙欄適用者）
f. 事業専従者（青色申告者の専従者は除く）

※該当記号の記入がない場合は、特別徴収となります。